

石川県公報

令和 3 年 3 月 25 日 (木曜日)

号 外

(第 13 号)

目 次

| | | |
|---|---|--|
| 規 則 | | |
| ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則及び石川県住民基本台帳法施行条例に基づく知事保存本人確認情報の提供の方法等を定める規則の一部を改正する規則 (行政経営課) | 1 | ○石川県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則 (農業基盤課) 3 |
| ○ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則の一部を改正する規則 (環境政策課) | 3 | ○石川県バリアフリー社会の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (警察本部) 4 |
| ○家畜保健衛生手数料に関する規則の一部を改正する規則 (畜産振興・防疫対策課) | 3 | ○道路使用許可申請手数料等の徴収に関する規則 (同) 4 |
| ○石川県湖南運動公園条例施行規則の一部を改正する規則 (同) | 3 | |
| | | 訓 令 |
| | | ○石川県職員特殊勤務手当支給規程の一部改正 (人事課) 5 |

規 則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則及び石川県住民基本台帳法施行条例に基づく知事保存本人確認情報の提供の方法等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第一号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則及び石川県住民基本台帳法施行条例に基づく知事保存本人確認情報の提供の方法等を定める規則の一部を改正する規則

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部改正)

第一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則 (平成二十七年石川県規則第三十八号) の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

4 条例別表第一の四の項の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一 肝炎対策基本法 (平成二十一年法律第九十七号) 第二条第三号に規定する肝炎患者等のうち知事が認めるもの (以下この項において「肝炎患者等」という。) に対する肝炎の治療に要する医療費 (肝炎患者等が医療保険各法等 (高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和五十七年法律第八十号) 第七条第一項に規定する医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律をいう。以下この項において同じ。) の規定による医療に関する給付を受けた場合に肝炎患者等が負担する費用をいう。) の助成 (以下この号において「肝炎治療に係る医療費助成」という。) に関する事務のうち次に掲げるもの

イ 肝炎治療に係る医療費助成を受けるための証明書 (以下この号において「肝炎治療受給者証」という。) の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

ロ 肝炎治療受給者証に記載された内容の変更に係る申請若しくは届出の受理、その申請若しくは届出に係る事実についての審査又はその申請若しくは届出に対する応答に関する事務

ハ 他の都道府県知事から肝炎治療受給者証の交付を受けた肝炎患者等に係る転入の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

ニ 肝炎治療受給者証の更新に係る申請若しくは届出の受理、その申請若しくは届出に係る事実についての審査又はその申請若しくは届出に対する応答に関する事務

二 肝炎患者等に対する肝炎の定期検査費用 (肝炎患者等が肝炎に係る定期的な検査を受け、かつ、医療保険各

法等の規定による医療に関する給付を受けた場合に肝炎患者等が負担する費用をいう。)の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

三 肝がん又は肝硬変に罹患した者のうち知事が認めるもの(以下この号において「肝がん患者等」という。)に対する肝がん又は肝硬変の治療に要する医療費(肝がん患者等が医療保険各法等の規定による医療に関する給付を受けた場合に肝がん患者等が負担する費用をいう。)の助成(以下この号において「肝がん・重度肝硬変治療に係る医療費助成」という。)に関する事務のうち次に掲げるもの

イ 肝がん・重度肝硬変治療に係る医療費助成を受けるための証明書(以下この号において「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証」という。)の交付、更新若しくは変更の申請の受理、これらの申請に係る事実についての審査又はこれらの申請に対する応答に関する事務

ロ 他の都道府県知事から肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証の交付を受けた肝がん患者等に係る転入の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務

第三条第一項中「同表」を「同項」に改め、同条第二項中「同表」の下に「の二の項」を加える。

第四条第一項中「同表」の下に「の一の項」を加え、同条第二項中「同表」の下に「の二の項」を加える。

(石川県住民基本台帳法施行条例に基づく知事保存本人確認情報の提供の方法等を定める規則の一部改正)

第二条 石川県住民基本台帳法施行条例に基づく知事保存本人確認情報の提供の方法等を定める規則(平成二十年石川県規則第七号)の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

16 条例別表第一第十六号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

一 肝炎対策基本法(平成二十一年法律第九十七号)第二条第三号に規定する肝炎患者等のうち知事が認めるもの(以下この項において「肝炎患者等」という。)に対する肝炎の治療に要する医療費(肝炎患者等が医療保険各法等(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七条第一項に規定する医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律をいう。以下この項において同じ。)の規定による医療に関する給付を受けた場合に肝炎患者等が負担する費用をいう。)の助成(以下この号において「肝炎治療に係る医療費助成」という。)に関する事務のうち次に掲げるもの

イ 肝炎治療に係る医療費助成を受けるための証明書(以下この号において「肝炎治療受給者証」という。)の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

ロ 肝炎治療受給者証に記載された内容の変更に係る申請若しくは届出の受理、その申請若しくは届出に係る事実についての審査又はその申請若しくは届出に対する応答

ハ 他の都道府県知事から肝炎治療受給者証の交付を受けた肝炎患者等に係る転入の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

ニ 肝炎治療受給者証の更新に係る申請若しくは届出の受理、その申請若しくは届出に係る事実についての審査又はその申請若しくは届出に対する応答

二 肝炎患者等に対する肝炎の定期検査費用(肝炎患者等が肝炎に係る定期的な検査を受け、かつ、医療保険各法等の規定による医療に関する給付を受けた場合に肝炎患者等が負担する費用をいう。)の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

三 肝がん又は肝硬変に罹患した者のうち知事が認めるもの(以下この号において「肝がん患者等」という。)に対する肝がん又は肝硬変の治療に要する医療費(肝がん患者等が医療保険各法等の規定による医療に関する給付を受けた場合に肝がん患者等が負担する費用をいう。)の助成(以下この号において「肝がん・重度肝硬変治療に係る医療費助成」という。)に関する事務のうち次に掲げるもの

イ 肝がん・重度肝硬変治療に係る医療費助成を受けるための証明書(以下この号において「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証」という。)の交付、更新若しくは変更の申請の受理、これらの申請に係る事実についての審査又はこれらの申請に対する応答

ロ 他の都道府県知事から肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証の交付を受けた肝がん患者等に係る転入の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第一条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則第三条及び第四条の改正規定は、公布の日から施行する。

ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十五日

石川 県 知 事 谷 本 正 憲

石川 県 規 則 第 二 号

ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則の一部を改正する規則

ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則(平成十六年石川県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。
第三十二条の二中「第三条の三各号」を「第三条の三」に改める。

第六十九条第一号才及びク中「これ」を「これら」に改め、同条第十二号ロ中「第十七条第一項」を「第二十一条第一項」に改める。

第七十八条第六号イ及び第九十七条第十号ハ中「第十七条第一項」を「第二十一条第一項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三十二条の二の改正規定は、令和三年四月一日から施行する。

家畜保健衛生手数料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十五日

石川 県 知 事 谷 本 正 憲

石川 県 規 則 第 三 号

家畜保健衛生手数料に関する規則の一部を改正する規則

家畜保健衛生手数料に関する規則(平成十二年石川県規則第十九号)の一部を次のように改正する。
別表の2の表中一の項を削り、二の項を一の項とし、三の項から八の項までを一項ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

石川 県 湖 南 運 動 公 園 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る 。

令和三年三月二十五日

石川 県 知 事 谷 本 正 憲

石川 県 規 則 第 四 号

石川 県 湖 南 運 動 公 園 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

石川 県 湖 南 運 動 公 園 条 例 施 行 規 則 (平 成 十 三 年 石 川 県 規 則 第 二 十 三 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。
別表野球場A・Bの項を削り、同表野球場Cの項中「野球場C」を「野球場」に改める。

別記様式第二号、別記様式第四号及び別記様式第五号中「野球場(A B C)」を「野球場」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の石川 県 湖 南 運 動 公 園 条 例 施 行 規 則 の 規 定 に 基 つ い て 作 成 し た 用 紙 は 、 な お 当 分 の 間 、 所 要 の 調 整 を し て 使 用 す る こ と が で き る 。

石川 県 営 土 地 改 良 事 業 分 担 金 等 徴 収 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を こ こ に 公 布 す る 。

令和三年三月二十五日

石川 県 知 事 谷 本 正 憲

石川 県 規 則 第 五 号

石川 県 営 土 地 改 良 事 業 分 担 金 等 徴 収 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

石川 県 営 土 地 改 良 事 業 分 担 金 等 徴 収 条 例 施 行 規 則 (昭 和 四 十 五 年 石 川 県 規 則 第 四 十 五 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る 。

第二条の表第一号中「かんがい排水事業」の下に「(更新事業を除く。)」を加え、同号の次に次の一号を加える。

| | |
|------------------------|--------|
| 一の二 かんがい排水事業（更新事業に限る。） | 十分の一・一 |
|------------------------|--------|

第二条の表第四号中「基幹水利施設予防保全対策事業」の下に「（更新事業を除く。）」を加え、同号の次に次の1号を加える。

| | |
|------------------------------|--------|
| 四の二 基幹水利施設予防保全対策事業（更新事業に限る。） | 十分の一・一 |
|------------------------------|--------|

第二条の表第二十七号の三中「中山間地域で行うものを」を「次号から第二十七号の六までに掲げるもの」に改め、同表第二十七号の四中「中山間地域」を「更新事業を除き、中山間地域」に改め、同号の次に次の二号を加える。

| | |
|---|--------|
| 一十七の五 農業水路等長寿命化・防災減災事業（更新事業のうち中山間地域で行うものを除く。） | 十分の一・九 |
| 一十七の六 農業水路等長寿命化・防災減災事業（更新事業のうち中山間地域で行うものに限る。） | 十分の一・五 |

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第二条の表の規定は、令和三年度以降の年度の予算に係る県営土地改良事業の分担金について適用し、令和二年度以前の年度の予算に係る県営土地改良事業（令和三年度以降に繰り越されたものを含む。）の分担金については、なお従前の例による。

石川県バリアフリー社会の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第六号

石川県バリアフリー社会の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

石川県バリアフリー社会の推進に関する条例施行規則（平成九年石川県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の5の表中「第2条第11号」を「第2条第13号」に改める。

別表第四の1の項ア)中「できるもの」の次に「（当該表示を開始したこと又は当該表示を継続していることに関する調査や当該施設等が使用する通信端末機器で送信することができものを含む。）」を加える。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

道路使用許可申請手数料等の徴収に関する規則をここに公布する。

令和三年三月二十五日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第七号

道路使用許可申請手数料等の徴収に関する規則

石川県警察関係手数料条例（平成十二年石川県条例第二十七号）第三条ただし書の規定により、同条例別表七の項8及び9に規定する手数料（石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年石川県条例第三十二号）第三条第一項の規定により申請したものに限り。）は、申請の受理から許可証の交付又は再交付までの間に徴収する。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

訓 令

石川県訓令第 2 号

庁 中 一 般
出 先 機 関

石川県職員特殊勤務手当支給規程（昭和35年石川県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 25 日

石川県知事 谷 本 正 憲

第 2 条中「第 3 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 号」を「第 3 条の 3 第 1 項第 2 号」に、「者は」を「職員は」に改め、同条第 1 号から第 5 号までを削り、同条第 6 号中「の次長及び」を「に勤務し、」に、「者」を「職員」に改め、同号を同条第 1 号とし、同条第 7 号中「及び福祉指導員」を「、福祉指導員及び精神保健福祉士」に改め、同号を同条第 2 号とし、同条を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

条例第 3 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する知事が指定する職員は、児童相談所の所長及び次長（児童の福祉に関する相談、助言又は指導を行う業務に従事する者に限る。）とする。

附則第 2 項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 11 号）第 1 条」を「同項」に改める。

附 則

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正規定は、公表の日から施行する。

